

**【新設】(租税負担割合の計算における企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算)**

**66の6-24の2** 措置法令第39条の17の2第2項第1号イの本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定（以下66の6-26までにおいて「本店所在地国の法令の規定」という。）による所得の金額の計算については、66の6-21の2及び66の6-21の4の取扱いによる。

**【解説】**

- 1 令和元年度の税制改正において、外国関係会社の本店所在地国等で連結納税やパススルー課税が行われる場合の当該外国関係会社の適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除等の計算方法について見直しが行われ、その本店所在地国等の外国法人税（法人所得税）に関する法令の規定のうち「連結納税規定」及び「パススルー課税規定」（以下「企業集団等所得課税規定」という。）を除いた規定により計算することとされた（措令39の15②⑤、39の17の2②、39の18①）。
- 2 外国子会社合算税制における租税負担割合は、その外国関係会社の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除して計算した割合とされている（措令39の17の2①）。  
そして、法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社以外の外国関係会社の租税負担割合の計算上の所得の金額は、当該外国関係会社の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額にその所得の金額に係る調整を加えた金額とされており、この「本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額」は、上記1のとおり、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた規定により計算した所得の金額とされた（措令39の17の2②一イ）。
- 3 この「企業集団等所得課税規定を除いた規定により計算した所得の金額」の計算は、66の6-21の2《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算》の「本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定（……企業集団等所得課税規定を除く。……）」により計算した所得の金額の計算と異なるものではないことから、原則として、66の6-21の2の取扱いにより、単体納税制度の規定を適用するなどして計算することとなる。また、66の6-21の4《合理的な方法による所得の金額の簡便計算》の取扱いにより、簡便的な計算方法により計算することも認められる。  
本通達では、これらのことを明らかにしている。  
なお、66の6-21の2の取扱いにより計算する場合において、本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定のうち、その適用が法人の選択によることとされているものについては、66の6-21の3《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算する場合の取扱い》の取扱いにより、原則として、外国関係会社の実際の連結納税又はパススルー課税における申告において行われた選択と同じ選択を行ったものとして「企業集団等所得課税規定を除いた規定により計算した所得の金額」の計算を行うことに留意が必要である。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の90-24の2）を定めている。